

駐車場法技術的基準チェックシート

案件名		店舗面積	
所在地		店舗面積	

判例：○現状問題なし ▲確認が必要 ×計画の見直しが必要

	内容	評価
出入口について	交差点、横断歩道、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂	に設けてはならない
	トンネル（国土交通大臣が認めるものを除く）	
	交差点の側端又は道路の曲り角から5m以内の部分(国土交通大臣が認めるものを除く)	
	横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ5m以内の部分	
	安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	
	路面電車等の停留所及びバス停から前後に10m以内の部分	
	踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分	
	その他公安委員会が指定した場所	
	横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内の道路の部分	
	小学校、特別支援学校(盲、ろう、養護)、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館、その他これに類するものの出入口から20m以内の部分 (当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む)	
	橋（国土交通大臣が認めるものを除く）	
	幅員6m未満の道路・縦断勾配が10%（安全条例12.5%）を超える道路	
	前面道路が2以上ある場合は自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること (歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れのある場合等を除く)	
駐車場面積が6,000㎡以上の場合、出口、入口とを分離し、その間隔を10m以上とすること (中央分離帯等によって物理的に往復の方向別に分離されている場合を除く)		
出口、入口において、自動車の回転を容易にする必要があるときは、隅切りをし、切取線の長さを1.5m以上とすること		
出口付近の構造は、2m(二輪1.3m)後退し車路の中心線1.4mの高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右それぞれに60度以上の範囲内において歩行者の存在を確認できるようにすること (実際に停止線に停車する車両を想定し、ドライバーの目線での確認できること)		
車路	一方通行で徴収施設が設けられ、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分2.75m(二輪1.75m)以上	
	幅員 5.5m （二輪3.5m）以上、一方通行は 3.5m （二輪2.25m）以上	
建築物の場合	はり下の高さは、2.3m以上	
	屈曲部（ターンテーブルは除く）は、内のり半径5m（二輪3m）以上	
	傾斜部の縦断勾配は17%を超えないこと	
	傾斜部の路面は、粗面とし、滑りにくい材料で仕上げる	
	駐車の用に供する部分（車室）のはり下の高さは、2.1m以上	
	自動車の出入及び道路交通の安全を確保するため警報装置を設けなければならない	

